

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険
料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

平成 20 年 3 月 25 日 告示 第 2 号

平成 21 年 3 月 27 日 告示 第 6 号

平成 25 年 3 月 27 日 告示 第 3 号

令和 2 年 5 月 19 日 告示 第 13 号

令和 3 年 3 月 24 日 告示 第 6 号

令和 4 年 3 月 23 日 告示 第 4 号

令和 5 年 3 月 1 日 告示 第 2 号

最終改正 令和 6 年 8 月 9 日 告示 第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 20 年規則第 3 号。以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(保険料の徴収猶予の基準)

第 2 条 後期高齢者医療保険料の徴収猶予の基準は、別表第 1 のとおりとする。

(保険料の徴収猶予の適用の時期)

第 3 条 徴収猶予の対象となる保険料は、規則第 4 条に規定する後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を受け付けた日以後に納期が到来するものとする。

(保険料の減免の基準)

第4条 後期高齢者医療保険料の減免の基準は、別表第2のとおりとする。

(保険料の減免の適用の時期)

第5条 減免の対象となる保険料は、規則第9条に規定する後期高齢者医療保険料減免申請書を受け付けた日以後の保険料とし、事由発生日の属する月から起算して1年間の保険料額（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度の月数に応じて月割で計算した額の合計額とする。）とする。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第6号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第3号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月19日告示第13号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2第6号及び第7号については、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が定められているものとする。）について適用する。

附 則（令和3年3月24日告示第6号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2第6号及び第7号については、令和2年度分及び令和3年度分の保険料

(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が定められているものとする。）について適用する。

附 則（令和4年3月23日告示第6号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2第6号及び第7号については、令和3年度分及び令和4年度分の保険料（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が定められているものとする。）について適用する。

附 則（令和5年3月1日告示第2号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2第6号及び第7号については、令和4年度分の保険料であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについて適用する。

附 則（令和6年8月9日告示第11号）

この告示は、告示の日からから施行する。

別表第1（第2条関係）

後期高齢者医療保険料徴収猶予基準表

徴収猶予の対象者	徴収猶予の基準	添付書類
1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により生活の基盤となる資産に重大な損害を受けたもので生活が著しく困難となった者	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により自己の所有に係る住宅でその者の居住の用に供する住宅又はその者が日常使用する家財につき当該年度中に受けた損害金額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上である者	り災証明書など。
	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により農作物、収穫魚類等又は事業用資産（たな卸資産を含む。）につき当該年度中に受けた損失額が、平年における農作物、収穫魚類等又は事業用資産による収入額の合計額の10分の3以上である者	
2 連帯納付義務者の死亡、疾病その他これらに類する事由により収入が著しく減少したため生活が著しく困難となった者	心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと、若しくは連帯納付義務者が死亡したことにより、当該年中の合計所得金額の見積額が前年中の合計所得金額の10分の3以下に減じたとき。	医師の診断書、医療費の領収書、入院期間が把握できる書類など。
3 失業、廃業その他これらに類する事由により収入が著しく減少したため生活が著しく困難となった者	失業（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条の規定により認定を受けた失業又はこれに準ずるもの）廃業等により、当該年中の合計所得金額の見積額が前年中の合計所得金額の10分の3以下に減じたとき。	解雇通知書、雇用保険受給資格者証明書、税務署提出の廃業届、失業期間の把握できる書類など。
4 その他特別の事情がある者	前各号の基準に準ずる。	広域連合長が必要と認める書類

別表第2（第4条関係）

後期高齢者医療保険料減免基準表

減免の対象者	適用の範囲	減免の割合	添付書類
1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により生活の基盤となる資産に重大な損害を受けたもので生活が著しく困難となった者	<p>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により自己の所有に係る住宅でその者の居住の用に供する住宅又はその者が日常使用する家財につき当該年度中に受けた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるとき。（減免期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合の翌年度の減免額に適用する割合は、翌年度の賦課額の算定に用いた所得に応じて計算した割合を適用する。）</p> <p>ア 当該家屋又は家財の価格の10分の5以上の価格を減じたとき。</p> <p>イ 当該家屋又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満の価格を減じたとき。</p>	<p>ア 当該事由発生日の属する月から起算して1年間の保険料とし、所得金額の区分により割合を乗じて得た額が 500万円以下 全額 750万円以下 2分の1 750万円超 4分の1</p> <p>イ 前年中の合計所得金額が 500万円以下 2分の1 750万円以下 4分の1 750万円超 8分の1</p>	り災証明書など。

	<p>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により農作物、収穫魚類等又は事業用資産（たな卸資産を含む。）につき当該年度中に受けた損失額（共済金、保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、平年における農作物、収穫魚類等又は事業用資産による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるとき。（当該合計所得金額のうち農作物、収穫魚類等及び事業用資産による所得を除く額が400万円を超える場合を除く。）（減免期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合の翌年度の減免額に適用する割合は、翌年度の賦課額の算定に用いた所得に応じて計算した割合を適用する。）</p>	<p>当該事由発生日の属する月から起算して1年間の保険料（広域連合長が特に必要と認める場合を除く。）に、前年中における合計所得金額に占める農作物、収穫魚類等又は事業用資産に係る所得金額の合算額の割合を乗じて得た額</p> <p>前年中の合計所得金額が 300万円以下 上記算出保険料額の全額 400万円以下 上記算出保険料額の10分の8 550万円以下 上記算出保険料額の10分の6 750万円以下 上記算出保険料額10分の4 750万円超 上記算出保険料額の10分の2</p>	
2 連帯納付義務者の死亡、疾病その他これらに類する事由により収入が著しく減少したため生活が著しく困難となった者	<p>前年中の合計所得金額が600万円以下の場合で、身心に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと、若しくは連帯納付義務者が死亡したことにより、保険料を納付することが困難であると認められるとき。（減免期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合の翌年度の減免額に適用する割合は、翌年度の賦課額の算定に用いた所得に応じて計算した割合を適用する。）</p> <p>ア 当該年中の合計所得金額の見積額が前年中の合計所得金額の10分の3以下に減じたとき。</p>	<p>ア 当該事由発生日の属する月から起算して1年間の保険料とし、所得金額の区分により割合を乗じて得た額が 300万円以下 全額 450万円以下 2分の1 600万円以下 4分の1</p> <p>イ 前年中の合計所得金額が 300万円以下 2分の1 450万円以下 4分の1 600万円以下 8分の1</p>	医師の診断書、医療費の領収書、入院期間が把握できる書類など。

	<p>イ 当該年中の合計所得金額の見積額が前年中の合計所得金額の10分の3を超え10分の5以下に減じたとき。</p>		
3 失業、廃業その他これらに類する事由により収入が著しく減少したため生活が著しく困難となった者	<p>前年中の合計所得金額が600万円以下の場合で、失業（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条の規定により認定を受けた失業又はこれに準ずるものを行う。）廃業等により保険料を納付することが困難であると認められるとき。（減免期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合の翌年度の減免額に適用する割合は、翌年度の賦課額の算定に用いた所得に応じて計算した割合を適用する。）</p> <p>ア 当該年中の合計所得金額の見積額が前年中の合計所得金額の10分の3以下に減じたとき。</p> <p>イ 当該年中の合計所得金額の見積額が前年中の合計所得金額の10分の3を超え10分の5以下に減じたとき。</p>	<p>ア 当該事由発生日の属する月から起算して1年間の保険料とし、所得金額の区分により割合を乗じて得た額が 300万円以下 全額 450万円以下 2分の1 600万円以下 4分の1</p> <p>イ 前年中の合計所得金額が 300万円以下 2分の1 450万円以下 4分の1 600万円以下 8分の1</p>	解雇通知書、雇用保険受給資格者証明書、税務署提出の廃業届、失業期間の把握できる書類など。

4 高齢者の医療の確保に関する法律第89条に規定する期間がある者	後期高齢者医療保険の給付等が行われない期間があるとき。	当該事由の発生した日の属する月以後その事由の消滅した日の属する月の前月までの月割りに係る保険料額の全額を減免する。	収監証明書、これに準ずる証明書、裁判所関係書類など。
5 被保険者均等割額が7割軽減世帯のうち、被保険者の全員が年金収入で80万円以下（その他他の所得はない）の世帯に属する被保険者	<p>次のいずれかの事由により著しい収入の減少又は支出の増加により生活が著しく困難となったとき。</p> <p>ア 当該年度に災害により損害を受けたとき。</p> <p>イ 当該年度に被保険者又は連帯納付義務者が疾病等により長期入院したとき、若しくは連帯納付義務者が死亡したとき。</p> <p>ウ 当該年度に被保険者又は連帯納付義務者が失業等したとき。</p>	全額	前各号に準ずる書類
6 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の世帯主が死亡し又は重篤な傷病を負った者	新型コロナウイルス感染症により、死亡し又は重篤な傷病であると認められるとき。	全額	医師の診断書、医療費の領収書、入院期間が把握できる書類など。

7 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の世帯主の収入の減少が見込まれる者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当するとき。</p> <p>ア 世帯主の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 世帯主の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	<p>同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額に、世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）を乗じ、被保険者の属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額を除して算出した対象保険料額に、世帯主の前年の合計所得金額に応じた割合を乗じて得た額</p> <p>前年の合計所得金額が 300万円以下 上記算出額の全額</p> <p>400万円以下 上記算出額の10分の8</p> <p>550万円以下 上記算出額の10分の6</p> <p>750万円以下 上記算出額の10分の4</p> <p>1,000万円以下 上記算出額の10分の2</p> <p>ただし、世帯主の事業廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、上記算出額の全額</p>	給与明細書、税務署提出の廃業届、事業主の証明、事業収入等の減少が把握できる書類など。
8 その他特別の事情がある者	減免を必要とする場合で、特別の事情があるとき。	前各号に準ずる額	広域連合長が必要と認める書類